

【参考 2】

令和 8 年 3 月 2 日  
国不動第 5 1 2 号

一般社団法人 マンション管理業協会理事長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長  
(公 印 省 略)

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の  
一部改正について

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」（平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日国土交通省総合政策局長通知）については、マンション管理業者の適正な管理業務の実施を確保するとともに、違反行為等に対し厳正かつ適正に対応をすることができるよう定めたものである。

今般、令和 7 年 5 月に、管理業者管理者方式に係るマンション管理法の改正を含む「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」を公布したところであり、このたび、当該改正を踏まえ、別添のとおり「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改正を行い、各地方整備局長等あて通知したものである。

については、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 9 5 条に規定する指定法人として業務を行う貴協会に対し、改正後の処分基準を参考送付するので、傘下の会員に対する周知とともに、引き続きマンション管理業全般の適正化に向けた会員指導等を図られたい。

また、会員以外のマンション管理業者から業務に関する相談等を受けた場合にも、積極的に対応するなど、マンション管理業全般の資質向上に努められるようお願いする。

(参考添付)

参考 1：国土交通省各地方整備局長等あて通知

参考 2：関係業界団体の長あて通知